

AEC 創設とは何か

福永佳史・磯野生茂

ループプリント」が、首脳会議において取りまとめられた。

●AECブループリント

AECブループリントは、二〇一五年に目指すべき経済統合の姿として、四つの柱を打ち立てるとともに、いつまでにどの程度の経済統合を実現するのかを明らかにした。

第一の柱は、「単一市場・生産基地」とされ、物品・サービス・投資・資本・熟練労働者の自由な移動が謳われる。ASEANには、経済発展度の格差に加え、歴史的・文化的・言語的な差異が存在する。このため、ASEANは「生産基地」という言葉に表されているように、経済統合を進めることで、各国の間に存在する差異を積極的に活用し、地域全体が一体となって競争力のある経済を育てることを目指している。ここでは、自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定 (EPA) に典型的に含まれる分野を規定しているが、アジアの典型的なFTAと比較した場合の特長は、①中期的に達成すべき野心が数値目標として提示されていること、②高い野心を実現するための具体的な日程が示さ

●はじめに

一〇カ国合計で六億人を超す人口を擁するASEANは、その潜在的市場規模、リーマンショック後の相対的に高い経済成長率などから、日系企業を含めた域外国企業に関心を集めている。そのASEANが、二〇一五年二月三日を期限として、ASEAN共同体の実現を目指している。ASEAN共同体は、政治安全保障、経済、社会文化の三つの共同体概念から成るが、最も内容が具体的で、また最も進んでいるといわれるのがASEAN経済共同体 (ASEAN Economic Community: AEC) である。本稿では、AECの二〇一五年の姿 (AEC二〇一五) に注目し、その背景、主な到達点を紹介したうえで、どのように評価すべきかを考えたい^{①)}。

●ASEAN経済統合の背景

東南アジア諸国連合 (ASEAN) は、ベトナム戦争下の一九六七年八月八日に誕生した。初期のASEANは、冷戦下という時勢を反映して、東南アジアの政治的安定が最優先課題であり、政治的な性格の濃い組織であった。経済協力も比較的早い段階からASEAN協力の俎上に乗っていたが、ほとんど実効を得ることがなかった。ASEAN協力の性格が変わり始めたのが、一九八七年の第三回首脳会議で発出されたマニラ宣言である。加盟国の輸出指向型工業化戦略を背景に、プラザ合意によって本格化した日系企業の東南アジア地域への投資を活用しながら、ASEAN全体で「集团的外資依存型輸出指向型工業化戦略」を目指すようになったのである (参考文献①)。

(参考文献①)。

●冷戦後の一九九二年には、ASEAN自由貿易地域 (AFTA)

冷戦後の一九九二年には、ASEAN自由貿易地域 (AFTA) 実現に向けた条約が締結され、本格的な関税削減に向けた取り組みが始まった。順調にみえたASEANの発展と経済統合であったが、一九九七年に発生したアジア通貨危機により、大きな壁にぶつかった。また二〇〇一年の中国WTO加盟により、ASEANが埋没化し、域外からの直接投資が停滞する懸念が強まったことから、ASEAN統合に向けた議論が加速した。二〇〇三年には「ASEAN共同体」を二〇二〇年までに創設することが合意され、さらに二〇〇七年には、ASEAN共同体実現のタイミングを前倒しし、二〇一五年を目指すこととされた。同年、ASEAN経済共同体の基本文書となる、「ASEAN経済共同体ブループリント (AECブ

れていること、③各国がこうした高い目標を実現しやすくするため柔軟性が認められていること、④後発国への配慮がなされていること、である。関税を例に取れば、原則として関税をすべて撤廃するとの高い目標を定めるとともに、その実現年を先進六カ国は二〇一〇年、新規加盟の四カ国は二〇一五年と明記している。他方、各国の国内事情に配慮し、関税品目ベースで七%相当分の関税撤廃については経過措置を認めている。

AECブループリントの第二の柱が「競争力のある経済地域」である。この柱では、各国の国内政策に立ち入り、競争政策・消費者保護・知的財産権・税制・電子商取引についての協力を謳っている。EUとは異なりASEAN全体での統一的な法制度の導入は予定されていないが、ガイドラインの作成等を通じた緩やかな法制度の調和が視野に入っている。さらに、第二の柱では、域内のインフラ開発が取り上げられている。

AEC二〇一五の第三の柱は、「公平な経済発展」であり、国内の格差縮小、国家間の格差縮小のための取組として、①中小企業、②ASEAN統合イニシアティブ

(CLMV諸国への支援)が記載されている。

最後の柱は、「グローバル経済への統合」と銘打たれているが、その内容は、ASEAN域外国のFTA締結が核となる。ASEAN経済統合の柱のひとつとして、域外国との経済統合が位置づけられているのは、AECの重要な特長といえよう。

●ASEAN経済共同体における「二〇一五年」の意義

二〇一五年二月三日がAEC実現の「期限」とされているが、ASEAN統合における「二〇一五年」の意義について、正確に理解する必要がある。

第一に、ASEAN経済統合の重要な成果は、二〇一五年を待たずして既に実現している。AECブループリントは、二〇〇八年から二〇一五年までの八年間に実施すべき措置を規定している。すなわち、すべての措置が二〇一五年に実施されるのではなく、数多くの措置がもっと早い段階で実施されることと予定されていた(たとえば、二〇一〇年時点で先進六カ国が関税撤廃)。したがって、AEC二〇一五の評価に当たっては、

二〇一五年にのみ着目するのではなく、①二〇〇七年時点でどのような目標を設定したのか、②これまで何が実現してきたのか、そして、③二〇一五年末までに追加的に何が実現するののかという三点を総合評価する必要がある。

第二に、二〇一五年は通過点のひとつではあるが、首脳が掲げた大きな政策目標であり、産業界からの関心も高い。結果として、「二〇一五年」は政府当局に対して良い意味でのプレッシャーとなっている。同時に、各国国内においては、「二〇一五年」が、AECの周知不足、競争激化に対する懸念等の産業界の反応を引き出す契機ともなっている。

第三に、ASEAN経済統合の取組は二〇一六年以降も継続する。二〇一五年一月の第二七回首脳会議において、ポスト二〇一五ビジョンが策定され、さらに統合の取組が深化する予定である。その内容は、ASEAN経済共同体二〇一五の未達成事項(「宿題」と新たな取組との組み合わせになろう。

●AEC二〇一五の主要成果

AEC二〇一五は、これまでどのような成果をもたらしたであ

ろうか。ここでは、紙面の制約から、特徴的な分野についてのみ簡略に述べたい。

第一に、AEC二〇一五の最大の成果は関税撤廃である。先進ASEAN六カ国は二〇一〇年に、CLMV諸国は二〇一五年に大幅な関税撤廃を実現した。この結果、二〇一五年時点では、先進六カ国は平均で九九・二%、CLMV諸国は九〇・八%の品目について関税撤廃を実現した(さらに、CLMV諸国は二〇一八年までに品目数ベースで七%分を追加的に関税撤廃する予定)。

第二に、関税撤廃と並んで、貿易円滑化が図られてきた。年内のASEANシングル・ウィンドウの実現は難しくなりつつあるが、その前提となるナショナル・シングル・ウィンドウ(税関をはじめとする越境時の諸手続きを電子的に一元化する仕組み)は、各国で徐々に導入が進んでいる。

第三は、サービス貿易の進捗である。ASEANは二〇一五年までに二八分野すべてのサービス貿易の自由化、外資出資比率七〇%容認という高い目標を掲げている。当初の野心に比べると、自由化の動きが弱くなりつつあるが、

これまでに八つのサービス貿易協定議定書（パッケージ）を採択し、八〇分野のサービス貿易自由化を実現している。アジア地域のFTAと比べれば、非常に高い水準であるといえる。

第四は、航空自由化の進展である。実施可能な国から始める「ASEANマイナクス」方式を採用することで、航空輸送部門統合に向けたロードマップ（RIATS）に係る三協定がすべて発効し、エアアジアなどローコストキャリア（LCC）興隆に寄与している。最後に、域外国とのFTAも重要な成果である。日ASEAN経済連携協定（AJCEP）を含め、五つの「ASEAN+1FTA」が締結され、ASEANが東アジアにおけるFTAのハブとなっている。さらに二〇一一年には、日本・ASEANを含む一六カ国による地域FTAとして、東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）が提案され、目下、交渉中である。

●AEC二〇一五の評価軸

このようなAEC二〇一五の達成水準を高くみるか低くみるかは、何を評価軸として設定するかによ

って大きく異なる。第一に、EUと比較する考え方が異なる。世界でも深化した経済統合を実現し、歴史も長いEU統合に比べれば、AEC二〇一五の野心は決して高いものではない。ただし、加盟国の格差の大きさ、歴史的・言語的・宗教的な多様性の大きさ、また、加盟国の行政能力の水準という点で、EUとASEANの間には非常に大きな差があることに留意する必要がある。第二に、AF

TAが署名された一九九二年当時の期待値を評価の起点とすれば、AEC二〇一五の達成度は「予想を遙かに上回るもの」といえるであろう。一九九二年当時、CLMV諸国はASEAN加盟国ではなく、カンボジア・ラオス・ベトナムに至ってはGATT（現在のWTO）にも加盟していなかった。すなわち、貿易自由化の波に全く晒されていなかったのである。第三に、アジアの他のFTAと比較した場合、ASEAN経済統合は、最も広く、最も高い水準を実現しているといえる。関税撤廃率が顕著な例であるが、同時にASEAN経済統合には、関税・サービス貿易・投資に加え、インフラ・知的財産・競争政策・消費者政策な

ど、幅広い分野がカバーされている。また、経済分野の外で社会文化共同体などの分野での協力が進んでいる。

●おわりに

二〇一五年は、ASEAN経済共同体の実現目標期限である。しかし、AEC実現を正當に評価するためには、単に二〇一五年一月三日から二〇一六年一月一日の変化を追うのではなく、ASEAN統合の歴史、各国の置かれた状況を踏まえつつ、AECブループリントが採択された二〇〇七年以降の成果を評価する必要がある。このような視点に立てば、AEC二〇一五は、一〇〇点満点とはいえないが、多くの有意義な成果を残し、またASEAN諸国の経済発展に貢献してきたといえるであろう。

二〇一五年はASEAN統合にとって重要な節目であるが、ひとつの通過点に過ぎない。既にAEC二〇一五に向け、新たなビジョン（AECポスト二〇一五ビジョン）の作成に取り組んでいる。その内容は、AEC二〇一五を基礎とし、さらに発展させる内容となるであろう。その際、国内規制が

重要性を増すとともに、従来よりも幅広い課題が「経済共同体」のなかで位置づけられ、さらには、東アジア経済統合の進行役としての役割の強化が謳われるであろう。ASEAN統合は、「遅々として進む」といわれる。二〇一五年一月三十一日時点での成果のみに着目して一喜一憂するのではなく、中長期的な視点を持ちながらその行方を見守っていく必要がある。

（ふくなが よしふみ／経済産業研究所コンサルティング・フェロー、前東アジア・アセアン経済研究センター上級政策調整官、いそのいুকも／アジア経済研究所 経済地理研究グループ）

《注》

(1) ASEAN経済共同体に関する文献は急速に増えているが、比較的最近のものとして、参考文献③、④、⑤がある。

《参考文献》

①清水一史『ASEAN域内経済協力の政治経済学』ミネルヴァ書房、一九九八年。

②国際貿易投資研究所「ASEAN経済共同体ブループリントの進展状況（二〇一五年八月時

表1 AECブループリントの実施状況

分野	主な目標	現在までの成果 (2015年8月)	2015年9月～12月の追加的成果	評価	備考
全体評価		主要優先措置506中、463措置(91.5%)が実施済	11月の首脳会議においてポスト2015ビジョンを公表	○	1) 残余項目は2016年末までに実施すべく努力 2) 実施率の評価手法(スコアカード)を2014年に変更
関税	関税撤廃	ASEAN6は99.2%撤廃、CLMVは90.8%(15年1月)	(特になし)	◎	CLMV諸国は2018年までに関税品目表7%分を追加撤廃
非関税障壁	非関税障壁撤廃	撤廃は進展なし、透明性向上の努力が継続	① ASEAN Trade Repository を11月に立ち上げ ② 貿易投資関連紛争の簡略解決手続き(ASSIST)を11月に立ち上げ	×	
原産地規則	継続的改善	選択的原産地規則導入とASEAN+1 FTAに拡大、FOB 価額不記載	(特になし)	○	統一した自己証明制度導入は、2016年にずれ込み
税関業務円滑化		ASEAN 通関申告書、ASEAN 統一関税分類(AHTN)など進展。2015年にAFAGIT 第7議定書に署名	(特になし)	○	AFAGIT 第2議定書署名が残された課題。また、現場での施行が課題。
ASW (シングル・ウィンドウ)	NSW の導入(ASEAN6は08年、CLMV 12年) 7カ国でASWを実施	フォームDとASEAN 税関申告書の交換の7カ国の連結テスト	パイロットプロジェクト第2ステージを年内に完了	△	
基準認証	いくつかの産品について基準の調和と相互承認協定(MRA)	化粧品統一指令の国内法制化、電気電子機器のMRAの実施、薬品製造検査のGMPのMRA策定、医療機器統一指令	自動車、調整食品、建築材料、鉄鋼のMRA、伝統的薬品とサプリメントの技術要件の調和	○	協定は進展、実効性が課題
サービス貿易	128分野の自由化、第3モードは外資出資比率70%	2014年に第9パッケージ妥結(104分野の自由化)	第9パッケージ署名	○	1) 第10パッケージ、新サービス協定(ATISA)は、越年の可能性大。 2) 第4モードは極めて限定。15%柔軟性規定により自由化例外が残存
金融サービス	保険、銀行、資本市場、その他の4分野で各国別に自由化するセクターを特定し2015年までに実施、その他は2020年。	ASEAN サービス枠組み協定(AFAS)金融第6パッケージ署名。適格ASEAN銀行(QAB)制度に合意。	(特になし)	○	当初よりブループリントで2020年までの自由化を許容している点に留意、ASEAN6は銀行を15年までの自由化対象から除外
熟練労働者の移動	自由職業サービスのMRA	エンジニアリング、看護、建築、測量技師、会計、開業医、歯科医、観光の8分野署名。会計は新しいMRA署名 自然人移動協定(AMNP)署名 ASEAN 資格参照枠組み(AQR)採択(2014)	(特になし)	△	実効性が疑問
投資	ASEAN 包括的投資協定(ACIA)制定、「最小限の制限」を残して自由化	ACIA 制定(2012)、留保表(12)、ACIA 修正議定書(14)	留保表掲載分野の削減に着手	○	留保分野の削減が課題
資本移動	資本市場統合	ASEAN 資本市場フォーラム(ACMF)での各種取組み：証券取引所の連携、域内のクロスボーダーでの起債のための会計基準などの共通化	2020年までながら、①資本勘定の自由化、②金融サービスの自由化が提言され、さらに長期では、③決済システムの統合、④資本市場開発も推進	○	これまでの取組みは、マレーシア、シンガポール、タイの3カ国が先行実施している項目が多い
競争政策	競争政策、競争法の導入 地域ガイドライン作成	8カ国で導入済 地域ガイドライン作成	(特になし)	○	残りの2カ国はカンボジアとラオス
消費者保護	専門家会合設置など	専門家会合設置済、9カ国が消費者保護法策定	消費者保護法地域ガイドライン策定	◎	
知的財産	特許協力条約、マドリッド議定書に加盟	特許協力条約8カ国、マドリッド議定書4カ国	(特になし)	△	
輸送円滑化	ASEAN 通過貨物円滑化枠組み協定(AFAGIT)、ASEAN 国家間輸送円滑化枠組み協定(AFAGIT)、ASEAN 複合一貫輸送枠組み協定(AFAMT)の締結・発効	AFAGITは9議定書の3つ(越境交通路の指定、鉄道の国境駅・積替え駅、危険物)が未発効、2つ(国境交易・事務所、トランジット通関)が未締結・未発効、AFAGITは批准が3カ国(タイ、ベトナム、ラオス)、AFAMTは批准が4カ国(カンボジア、フィリピン、タイ、ベトナム)		△	AFAGITの最終化が優先課題
陸上輸送	ASEAN ハイウェイネットワーク(AHN)は道路格上げ シンガポール昆明鉄道(SKRL)の未通部分の建設、修復	ミャンマー区間を除き道路インフラは整備が進展、鉄道事業は経済性などから遅滞		△	AHNのクラス1への格上げは2020年以降に繰り延べ SKRL(東回り)も2020年以降に繰り延べ。鉄道はAECの枠外での整備に留意が必要
海上輸送	単一海運市場の創設	47指定港湾能力の向上、RoRo 船ネットワーク整備		△	実現は2015年以降
航空輸送	単一航空市場創設 第3の自由(自国から外国への輸送)、第4の自由(外国から自国への輸送)、第5の自由(以遠権)までの実現が目標	航空輸送部門統合に向けたロードマップ(RIATS)により措置の実施		○	第6の自由(本国をハブとする第3国間輸送)、第7の自由(第3国間輸送)、第8の自由(カボタージュ、他国の国内輸送)は含まれていない
エネルギー	ASEAN 電力網(APG)は、2015年までに15のプロジェクト ASEAN ガスパイプライン(TAGP)は、4,500キロに及ぶ二国間パイプラインを敷設	APGは4つが一部完成を含め継続中、3が建設開始、8が準備中 TAGPは8本2,300キロは稼働している		△	APGの完成目標は2020年に繰り延べ TAGPは東ナツナ開発にインドネシア合意 ガスパイプラインとLNG併用が進む
租税	二重課税防止のための二国間協定を締結(2010まで)	二国間租税条約のためのフォーラム設立		×	
電子商取引	域内電子商取引のためのインフラと法的枠組みおよび電子商取引実現	ICT マスタープラン2015採択、電子商取引相互運用技術の枠組みについての研究など各種施策を実施		○	
中小企業	情報、市場、人的資源、金融、技術などへのアクセス改善による競争力と強靱性の強化	情報サービス整備は進展、開発ファンド、金融ファンリティーなどは遅れ	中小企業行動計画の措置の実施、2015年後の行動計画のビジョンと目標の策定	△	
域内格差是正		ASEAN 統合イニシアティブ(IAI)の作業計画1を完了	IAI 作業計画2を実施中	○	
域外FTA	ASEAN + 1 FTA 締結	5本のASEAN + 1 FTA 締結、インドとのサービス貿易投資協定締結 RCEP 交渉モダリティに合意	RCEP 協定実質合意、ASEAN 中国 FTA 物品協定の更新、ASEAN オーストラリア NZ FTA 第一議定書の発効	◎	ASEAN 韓国 FTA 第三修正議定書が16年1月に発効

(注) ◎：ブループリントの想定どおり、あるいは想定以上の成果をあげている。
○：概ねブループリントの想定どおり施策が実施されている。
△：ブループリントの想定より実施が遅れているが一定の成果がみられる。
×：実施が大幅に遅れている。
ブループリントの目標達成度の評価であり、自由化・円滑化実現の評価ではないことに留意が必要。
(出所) 参考文献②。

点)『フラッシュニュース2014』国際貿易投資研究所、二〇一五年
(<http://www.itir.jp/Flash249.htm>)。

③ 石川幸一・清水一史・助川成也 編『ASEAN経済共同体と日本・巨大統合市場の誕生』文真堂、二〇一三年。

④ 石川幸一・朽木昭文・清水一史 編『現代ASEAN経済論』文真堂、二〇一五年。

⑤ 浦田秀次郎・牛山隆一・可部繁 三郎編『ASEAN経済統合の実態』文真堂、二〇一五年。